

長沼町社会福祉協議会居宅介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長沼町社会福祉協議会が設置する長沼町社会福祉協議会居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業、指定同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児及び障害児の保護者、難病患者等（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができ基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用等の必要な時に必要なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、次の基準を遵守する。

「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長沼町社会福祉協議会 居宅介護事業所
- (2) 所在地 夕張郡長沼町宮下2丁目11番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮指令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、「居宅介護計画」「重度訪問介護計画書」「同行援護計画書」(以下「居宅介護計画等」という)を作成し、利用者及び同居家族にその内容を説明するとともに、計画書を交付し、必要に応じて当該介護計画書等の変更を行う。

(3) 居宅介護員 2.5名以上（常勤換算）

サービス提供職員は、居宅介護計画等に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし祝日及び12月31日から1月5日を除くが、必要に応じてホームヘルパーの派遣は可とする。

(2) 営業時間

月曜日から金曜日は、8時30分から17時00分、土曜日は8時30分から12時00分とする。ただし、必要に応じ午前6時00分から午後10時00分までのホームヘルパーの派遣は可とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(5) 難病患者等

(障害者福祉サービスの内容)

第7条 この事業所が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 入浴の介護

エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

オ 通院介助

(3) 家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 洗濯
- ウ 掃除
- エ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(4) 生活等に関する相談及び助言

(5) その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者及び難病患者等（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限額月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者及び障害者の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 事業所は、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は、長沼町の全域とする。

(緊急時における対応)

第10条 事業所の従業者は、障害福祉サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定に基づき調査又はあっせんに、できる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法律等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及び家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、別紙「身体拘束適正化・虐待防止のための指針」に基づき、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止に関する委員会の設置
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 - 3 事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
 - 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 3 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は、相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、居宅介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年10月 1日より施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成19年 8月15日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成23年10月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年11月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成31年 2月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。(一部改正)

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。(全文改正)

長沼町社会福祉協議会居宅介護事業所運営規程(平成18年10月1日施行)は令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。(全文改正)

この規程は、令和 7年 10月 1日から施行する。(一部改正)